

第1回門真市スマートシティ推進業務委託事業者選定委員会 議事録

日時：令和6年3月29日（金）午後3時00分から3時30分

場所：本館4階 第10会議室

出席者：大矢企画財政部長、吉井保健福祉部長、北井企画財政部次長、
高田保健福祉部次長、船木企画課長

事務局：松本企画課長補佐、牧野企画課主査

案件：(1) 会議の公開・非公開について

(2) 門真市スマートシティ推進業務委託に係るプロポーザルの参加者募集内容について

(3) 今後のスケジュールについて

（事務局）

定刻となりましたので、第1回門真市スマートシティ推進業務委託事業者選定委員会を始めさせていただきます。

本日はご多忙にもかかわらず、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。企画課長補佐の松本でございます。

本日は、委員5名中、5名が出席しておりますので、第1回門真市スマートシティ推進業務委託事業者選定委員会設置要領第5条第2項の規定により本委員会が成立していることをご報告いたします。

また、同設置要領第3条第2項の規定に基づき、委員長は大矢企画財政部長に、副委員長は北井企画財政部次長にお願いいたします。

まず、本日の資料につきましては、

資料1 第1回門真市スマートシティ推進業務委託事業者選定委員会 委員名簿

資料2 審議会等の会議の公開に関する指針

資料3 門真市情報公開条例

資料4 門真市プロポーザル方式実施要領

資料5 門真市スマートシティ推進業務委託募集要領（案）

資料6 門真市スマートシティ推進業務委託仕様書（案）

資料7 （別紙1）門真市スマートシティ推進事業概要

資料8 企画提案書作成要領（案）

資料9 門真市スマートシティ推進業務委託事業者選定委員会 評価基準

の9点がございしますが、メールにてお知らせしましたとおり、D o c u s h a r

eに格納しておりますので、ご確認いただきますよう、お願いいたします。

次に、委員の紹介ですが、本委員会は市職員のみで構成されているため、資料1の委員名簿をもって代えさせていただきます。

それでは、ここからの議事進行は委員長をお願いいたします。

(委員長)

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。

次第の1、「会議の公開・非公開等について」、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

それではご説明いたします。

資料2、資料3をご準備ください。

本市では、資料2の「審議会等の会議の公開に関する指針」第3条において、審議会等の会議は原則として公開するものとしておりますが、資料3の「門真市情報公開条例」第6条の各号に該当する場合などは、公開しないことができるとされております。

本委員会では、現在のところ2回の委員会開催を予定していますが、まず、第1回の本日は、委託事業者を選定するための仕様や要領について審議いただく予定であり、「門真市情報公開条例」第6条第5号に定める、「特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがある情報」が含まれます。

また、第2回は、プレゼンテーション審査を行う予定であり、プロポーザル参加事業者がそれぞれの提案を発表するため、「門真市情報公開条例」第6条第2号に定める、「開示することにより当該法人等又は当該個人の競争上の地位、財産権その他相当な利益を害するおそれのある情報」が含まれる可能性がございますので、事務局としましては、会議は非公開とすることが妥当ではないかと考えております。

次に、会議録につきましては、市ホームページで公開いたしますが、本日の会議録につきましては、募集内容に関わる内容が含まれるため、公募の開始後に公開する予定でございます。

また、第2回の会議録は、会議の非公開と同様の理由により、プレゼンテーション審査の部分を記載せずに公開することを考えております。

これらの対応でよろしいか、ご審議いただきますようお願いいたします。

説明は以上でございます。

(委員長)

ただいま、会議の公開・非公開等について説明がありました。

事務局からは、会議は非公開とし、会議録については、事業者を選定する際のプレゼンテーション審査の部分は記載せず、それ以外の部分のみで公開することが提案されました。

皆さまからご意見やご質問等はございますか。

(なしの声)

それでは、ご意見やご質問等がないようですので、会議の公開・非公開及び会議録の取扱いについては事務局の提案どおりとさせていただきます。

続いて、次第の2「門真市スマートシティ推進業務委託に係るプロポーザルの参加者募集内容について」事務局から説明をお願いします。

(事務局)

それではご説明いたします。

まず、資料4の門真市プロポーザル方式実施要領をご覧ください。

この要領は、本市でプロポーザル方式を実施する際に必要な事項を定めたもので、この選定委員会で審議し、決定する事項として、第5条で募集要件や指名要件等、第6条で評価基準が挙げられています。

これらの事項は、募集要領や仕様書等に記載していますので、資料5から資料8により説明いたします

まず、第5条第1号の公募型又は指名型の採用に関することです。

資料5の募集要領の始めの文章をご覧ください。

本件は多くの事業者からの提案を受けるため、公募型の採用を考えております。

次に、5条第2号の業務名、業務内容、履行期限及び履行場所に関することです。

募集要領の2の業務概要をご覧ください。

委託名は門真市スマートシティ推進業務委託、委託期間は契約締結日から令和7年3月31日まで、実施場所は門真市企画課が指定する場所としています。

委託内容については、資料6の仕様書をご覧ください。

まず、1.の本業務の目的・趣旨ですが、門真市では、地域が抱える様々な課題をAI、IoT、MaaS、自動運転、ドローン、グリーン化といった新技術や先進技術、データの活用（スマートシティ化）によって解決を図り、地域活性化につなげ、地方創生を実現することを目指しており、「人情味あふれる！笑いのたえないまち門真」の実現に向け取組を進める一方で、平均寿命・健康寿命ともに全国・

大阪府平均よりも短いという課題が存在しているため、市民の平均寿命・健康寿命の延伸実現に向け、個人のニーズ、悩みに即した健康医療サービスを提供可能な基盤を整備する、としています。

具体的には三師会と連携し、マイナンバーカードと連携した本人認証基盤としての統合デジタル ID を具備したアプリ、個人の健康に関する医療情報・データを記録し、クラウドなどを通じてスマートフォンアプリ等で一元的に管理する健康管理アプリ・サービスの導入と健康・医療データ連携基盤を整備し、パーソナライズ化された最適な健康医療サービスを提供可能なスマートシティ事業の整備を実現することを目的とする、としています。

続いて、4. の業務内容ですが、受注者が携わる業務内容を記載しております。

まず、(1) の全体業務設計・進捗管理では、①本業務全体の設計、②全体方針の策定・運営実行、③業務全体及び各取組の進捗管理、④全体の課題・リスク管理、⑤各会議体の設置・運営、⑥市民等への広報、説明会等の開催、⑦取組の効果測定、⑧その他、業務全体の運営管理に必要な事項としております。

次に、(2) の(仮称) 門真市アプリ・統合デジタル ID の整備・運用では、①門真市アプリ、②統合デジタル ID を整備し、市民に提供し、運用することとしております。

門真市アプリの機能要件として、本市の健康医療に関する取組やイベント情報等を市民の個々人の関心に合わせて、パーソナライズ化して情報を通知するポータル及びダッシュボード機能を提供すること、本業務終了後に、次の要件に対応できるよう、拡張性を想定したものとすること、市民 720 名のダウンロードが想定されていることを定め、統合デジタル ID の機能要件として、マイナンバーカードをトラストアンカー（信頼性の基点）としたデジタル ID であること、門真市アプリや業務 3 に示す健康管理アプリ・サービス及び業務 4 に示す健康・医療データ連携基盤サービスと連携が可能であること、デジタル ID 発行または利用をする際に、アプリにて本人確認及び認証可能であること、市民 720 名の利用が想定されていることを定めております。

そのほか、門真市アプリ・統合デジタル ID のセキュリティ要件として、①物理的セキュリティ、②論理的セキュリティ、③運用におけるセキュリティをそれぞれ定めております。

次に、(3) の健康管理アプリ・サービスの整備・運用では、①健康管理アプリ・サービスの整備・運用及び門真市アプリとの連携、②市民への健康管理アプリ普及活動方針の策定を行うこととしております。

健康管理アプリのサービスの機能要件として、①PHR データ管理アプリ・サービスにおいては、ブラウザ機能（医療機関側のパソコン端末でも閲覧可能）が実

装されていること、心不全や高血圧などの疾患管理に適した入力項目等が実装されていること、お薬手帳アプリとの連携機能が実装されていること、アンケート・メッセージ送付機能（健康管理アプリを通じて添付ファイル付きアンケート・メッセージを送付でき、回答状況を管理・出力できる）が実装されていること、市民 600 名のユーザが想定されていることとしています。

②服薬データ管理アプリ・サービスにおいては、ブラウザ機能（医療機関等のパソコン端末でも閲覧可能）が実装されていること、副作用チェック機能（服用中の薬の中でその症状を引き起こす可能性がある薬を確認することが可能）が実装されていること、市民 300 名のユーザが想定されていることとしています。

③食事データ管理サービスにおいては、PHR データを活用したリアルタイムモニタリング機能（データと食事内容をリアルタイムでモニタリングを行い食事指導に活用することが可能）が実装されていること、チャットコミュニケーション機能（管理者ツールからチャットを用いたコミュニケーションが可能）が実装されていること、生成 AI 等を活用したフィードバック機能（生成 AI 等を用いて食事内容に対してフィードバックを受けることが可能）が実装されていること、市民 300 名のユーザが想定されていることとしています。

そのほか、健康管理アプリ・サービスのセキュリティ要件として、①物理的セキュリティ、②論理的セキュリティ、③運用におけるセキュリティをそれぞれ定めております。

次に、（４）の健康・医療データ連携基盤サービスの整備・運用では、健康・医療データ連携基盤サービスの整備・運用、及び門真市アプリとの連携をおこなうこととしております。

健康・医療データ連携基盤サービスの機能要件として、市民のインターフェースとなる「PHR データ管理アプリ・サービス」を通じて、個人で蓄積した健康・医療データを本人・医療機関等が閲覧できる仕組みを有すること、統合デジタル ID サービスとの ID 連携により本人同意に基づいた名寄せを実施して市民の健康・医療データを蓄積できる等拡張性があること、本市がデータ管理できる機能を有し、本市が管理画面より、オプトインした市民情報を管理しながら必要に応じて抽出した対象属性向けにプッシュ型の情報提供ができること、市民が連携した医療機関で本人に関するメモ等を記録、共有できる機能を備えていることを定めています。

そのほか、健康・医療データ連携基盤サービスのセキュリティ要件として、①物理的セキュリティ、②論理的セキュリティ、③運用におけるセキュリティをそれぞれ定めております。

以上が、仕様書に定める業務内容となります。

次に、資料 4 の第 5 条第 3 号の提案限度価格及びその価格公表の有無その他

金額に係る条件に関することです。

募集要領の2の(5)をご覧ください。

提案限度価格は税抜きで36,631,000円としており、令和6年度の予算額から消費税等を差し引いた金額としております。

また、今回の募集では限られた価格の中で、本市におけるスマートシティの推進のため提供可能な独自の提案をいただきたいと考えているため、提案限度価格は公表する方向で考えております。次に、第5条第4号の第9条第1項第7号の規定に基づく参加資格及び指名要件に関することですが、本プロポーザルに参加できる者は、代表事業者とその他複数の構成団体で構成された共同事業体とするとしており、代表事業者は、構成団体との間で業務分担等を定めた協定書を締結するものとする、としています。

また、今回は公募型での募集を予定しているため、第9条第1項第1号に記載されている門真市の入札参加資格者名簿に登録している者であることは参加資格としておりません。

次に第5条第5号の提案者を評価するための評価基準及び評価方法に関すること、第11号の評価が同点となった場合の措置に関すること、第6条の評価基準を合わせてご説明します。

資料9の評価基準をご準備ください。

まず2ページ目の評価基準表をご覧ください。

評価項目について、基本項目が「仕様書との整合性」、「受託実績」、「実現性・有効性」、「人員体制」の4項目、企画提案項目が「全体業務設計・進捗管理」、「門真市アプリ・統合デジタルIDの整備・運用」、「健康管理アプリ・サービスの整備・運用」、「健康・医療データ連携基盤サービスの整備・運用」の4項目、その他、独自提案等項目が「個人情報保護」、「独自提案」の2項目、全部で10項目となります。

配点は基本項目の「仕様書との整合性」「受託実績」の2項目が5点満点、企画提案項目の「健康管理アプリ・サービスの整備・運用」が20点満点、それ以外の項目は10点満点としております。

なお、企画提案書はこれらの項目に沿い、作成することとしており、詳細は資料8の企画提案書作成要領で示す予定です。

次に、2の選定方法をご覧ください。

先ほどの評価項目のうち、委員の皆様には評価いただくのは基本項目の「実現性・有効性」、「人員体制」及び企画提案項目となります。

基本項目の「仕様書との整合性」「受託実績」は、事務局が提案者から提出された提案書及び業務実績調書等により点数を定めます。

選定は提案者を匿名として行うため、すべての提案者の審査が終了するまで

委員に提案者の情報は示さないこととしております。

受注候補者として選定するのは、選定に参加した委員の提案評価点を合計した点数が、最も高い提案者としします。

なお、合計点数が、委員全員が満点を付けた場合の 6 割に満たない場合は受注候補者としません。

また、合計点が最も高い提案者が 2 者以上あるときは、次の順に基づき受注候補者を決定することとしております。

まず、「企画提案項目」における得点が高い者、次に、「その他、独自提案等項目」における得点が高い者を受注候補者といたします。それでもなお同点の場合は、提案価格が低い者を受注候補者と選定いたします。

評価点の算出についてですが、各項目は 5 段階で評価するものとしており、配点が 10 点満点の項目の場合、非常に優れた提案が 10 点、優れた提案が 8 点、標準的な提案が 6 点、やや低い水準の提案が 4 点、低い水準の提案が 2 点としております。

配点が 5 点満点の項目の場合、非常に優れた提案が 5 点、優れた提案が 4 点、標準的な提案が 3 点、やや低い水準の提案が 2 点、低い水準の提案が 1 点としております。

なお、基本項目の点数については、事務局で事前に記入させていただく予定としております。

次に、第 5 条第 6 号の価格評価を評価項目に含める妥当性に関するのですが、今回は価格を評価項目としておりません。

次に、第 5 条第 7 号の提案書の提出期限、提出場所及び提出方法に関する事です。

募集要領の 5 の参加手続をご覧ください。

提出期限は令和 6 年 5 月 13 日、提出場所は門真市企画財政部企画課、提出方法は持参又は郵送としております。

次に、第 5 条第 8 号の参加説明会を開催するときはその内容に関するのですが、今回、参加説明会は実施しない予定となっております。

次に、第 5 条第 9 号のヒアリング及びプレゼンテーションの有無、ヒアリング等を行う場合の予定日その他ヒアリング等に係る事項に関する事です。

募集要領の 7 の評価方法等をご覧ください。

まず、ヒアリング等は実施します。

実施予定日は令和 6 年 5 月 17 日です。その他ヒアリング等に係る事項としては、審査方法はプレゼンテーション及び質疑応答、時間はプレゼンが 20 分、質疑応答は 10～20 分程度としており、説明資料は事前に提出した企画提案書のみ

としております。

その他の注意事項や失格となる者についても合せて記載しております。

次に、第5条第10号の審査内容の疑義照会に関することですが、疑義照会があった場合は第15条第9項に基づき回答することとします。

次に、第5条第11号は先ほど説明いたしましたので、第12号の募集から提案の採否決定までのスケジュールに関することです。

募集要領の最後のページに今後のスケジュールを記載しておりますのでご覧ください。

現時点の予定ですが、4月8日に公募開始、4月23日に質問締切、5月1日に質問への回答を公表、5月13日に参加申込、企画提案書提出の締切、5月15日に参加資格確認結果通知の送付、5月17日にプレゼンテーション審査を実施する予定です。

最後に、第5条第13号の前各号に掲げるもののほか、選定委員会が必要と認める事項に関することは、審議の中で必要に応じ挙げていただければと思います。

説明は以上でございます。

(委員長)

事務局より、委託事業者を公募する際に選定委員会で審議すべき事項について説明がありました。

皆さまからご意見やご質問等はございますか。

(委員)

金額を評価から外した理由があれば教えてください。

(事務局)

金額というよりは、内容のところを一番重視したいという考えから金額のところは評価項目から外すような形で考えております。

(委員)

契約は1年になっていますけど、継続される予定はありますか。

(委員長)

そういう考え方で見ると、6年度はシステムというかアプリを開発して運用を開始する。次年度以降は、その都度予算計上で予算議決を取った上でといった考え方でいいですかね。債務負担を当初で取らずに、複数年契約の考え方をとら

なかったという予算の考え方でよろしいですか。

(事務局)

はい。

(委員長)

「市民 720 名のダウンロードが想定されていること」とありますが、想定をしているということであって、720 人にダウンロードしてもらうのが条件という形ではないということですよね。あくまで、うち側で想定しているのであって、受託事業者には 720 人は絶対的にダウンロードさせなさいという条件を付けているというわけではないということでもいいですか。

(事務局)

あくまで機能要件として、サーバの容量等との兼合いもございますので、これくらいの利用者を想定しているということです。K P I はまた別でご提案いただく予定です。

(委員長)

例えば 3000 人とかになってくると、扱うサーバも変わってくるものなんでしょう。それによって、業者というシステムにかかってくる負荷も変わってくるんじゃないでしょうか。

(事務局)

今回想定しているのは、新規でこのサービスのためにサーバを立てるというものではなくて、あくまで既存サービスの利用を想定しておりますので、それぞれのアプリ・サービスの事業者が既にお持ちのサーバに、新しくこの 720 名であつたり、300 名、600 名だったりというのが追加されるというようなイメージですので、正直ケースバイケースかなというところです。

300 名になった場合に、サーバを増強しなければいけないというような事業者ももしかしたら出てくるかもしれないです。

(委員長)

想定よりも相当数増えた時には、別途協議するということですか。

(事務局)

はい。そこは別途協議事項になります。

(委員長)

ありがとうございます。

他にご意見等はございませんか。

(委員)

人数のところ、720 名というのは、やはりどこか前例市や先進市を参考にしたというのはありましたか。

(事務局)

こちらの数字に関しては、今回デジタル田園都市の申請をしているんですけども、そちらのK P I に準じた数字にしております。6 年度の目標値です。

(委員)

その目標値は、うちが目標値としているだけで、どこかを参考にした目標値ではないのでしょうか。

(事務局)

ではないです。

720 名のところはまた確認しますが、おおよそ 5 % 程度ということで見込んでおります。各サービス、アプリに関しては、実際に入口のところの全体利用者が 700 名 600 名程度なんですけれども、それぞれのサービスを利用されるのは、おおよそそれぞれ半数ずつぐらいになるかなという想定で 300 名に設定しています。

(委員長)

ありがとうございます。

他にご意見等はございませんか。

それでは、ないようでございますので、ただいま事務局より提案のありました内容につきまして、その内容にて進めていただきますようお願いいたします。

続いて、次第の 3 「今後のスケジュールについて」事務局から説明をお願いします。

(事務局)

それでは、ご説明いたします。

今後の予定につきましては先ほどの説明と重複しますが、4 月 8 日に公募開

始、５月１３日に参加申込、企画提案書提出の締切、５月１５日に参加資格確認結果通知の送付、５月１７日にプレゼンテーション審査の実施となります。

委員の皆様には随時状況の報告をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

(委員長)

ありがとうございました。

ただいま、事務局より今後のスケジュールについて説明がありました。

皆さまからご意見・ご質問はありますか。

それでは、ただいま説明にありました日程にて今後進めてまいりたいと思います。

それでは、本日の議事はすべて終了しましたので、これを持ちまして第１回の選定委員会を閉会いたします。